

相続手続に必要な書類について

1/4

お客さまにご用意いただく書類(原本)

三菱東京UFJ銀行 相続センター

共通して必要な書類

	必要な書類	ご説明
1	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本が必要です。 亡くなられた方とご相続人様との関係(兄弟・姉妹等)によっては上記以外の戸籍謄本も必要となりますので、弊行お問合せ先までご照会ください。
2	ご相続人様の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ご相続人様であることが確認できるすべての戸籍謄本が必要です。 ただし、亡くなられた方に関する戸籍謄本によりご相続人様であることが確認できる場合は不要となる場合がございます。
3	ご相続人様の印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行後、6ヶ月以内のものに限ります。(お借入がある場合は、3ヶ月以内のものが必要です) 相続届にはこの登録印(実印)を押印してください。 ご相続人様が未成年の場合は、法定代理人のものが必要です。 海外に在住されているご相続人様については「サイン証明書」と「在留証明書」が必要です。
4	亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫の鍵など	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方が、弊行とお取引いただいていた通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵などです。 紛失や見当たらない場合は、相続届にその旨ご記入ください。

ご相続の方法により必要となる書類((上記1~4. に加えて必要となる書類)と記入方法

相続方法			必要な書類	相続人
協議書なし・遺言書なし			相続人全員の印鑑証明書	相続人全員
協議分割による場合			遺産分割協議書 相続人全員の印鑑証明書	相続人全員(※)
裁判所の遺産分割審判(和解・調停・審判)			和解調書謄本、又は調停調書謄本、又は審判書謄本および確定証明書 審判等で指定された方の印鑑証明書	審判等で指定された方
遺言による場合				
遺言の種類	遺言執行者の有無	遺言執行者選任・指定の方法		
自筆証書	有り	遺言	遺言書原本、家庭裁判所の検認済証明書 遺言執行者と受遺者の印鑑証明書	遺言執行者 受遺者 (場合によって相続人全員)
		家庭裁判所	遺言書原本、家庭裁判所の検認済証明書 遺言執行者と受遺者の印鑑証明書 家庭裁判所の選任に関する審判書謄本	
	無し		遺言書原本、家庭裁判所の検認済証明書 受遺者と相続人全員の印鑑証明書	受遺者 相続人全員
公正証書	有り	遺言	遺言公正証書謄本 遺言執行者と受遺者の印鑑証明書	遺言執行者 受遺者 (場合によって相続人全員)
		家庭裁判所	遺言公正証書謄本 家庭裁判所の選任に関する審判書謄本 遺言執行者と受遺者の印鑑証明書	
	無し		遺言公正証書謄本、 受遺者と相続人全員の印鑑証明書	受遺者、相続人全員

(※)遺産分割協議上で弊行の預金を相続される方が特定されている場合は、その方のご署名・ご捺印をお願いします。